

令和 6 年度第 3 回福井支部評議会 議事概要報告

開催日時	令和 7 年 1 月 17 日（金）10：00～12：00
開催場所	全国健康保険協会福井支部会議室（福井県織協ビル 9 階）
出席評議員	木村評議員、クロダ評議員、田中評議員、西川評議員、野崎評議員、平工評議員、堀川評議員、松本評議員（五十音順）
議 題	（1） 令和 7 年度保険料率について （2） 令和 7 年度福井支部事業計画・保険者機能強化予算（案）について
議 事 概 要 （主な意見等）	（1） 令和 7 年度保険料率について 事務局より資料に沿って説明 【学識経験者】 令和 7 年度の保険料率については 9.94%で良いと考える。 単年度収支差と準備金残高等の推移を見ると国庫補助率が上がった平成 22 年度から単年度収支が黒字となりその後準備金残高が増加しているので、将来国庫補助率の引き上げにどこまで期待できるのかという疑問はある。 なお、仮に国庫補助率を引き上げる場合に健康保険法の改正が必要か。 【事務局】 健康保険法の附則に、国庫補助率の経過措置として「当分の間 16.4%とする」と定められており、国庫補助率の変更には法律改正が必要である。 【学識経験者（議長）】 今後も中長期的な財政安定化の視点で準備金を増やしていくという理解で良いか。 【事務局】 数年後に単年度収支が赤字になると見込まれているので、少しでも準備金残高を増やしていくスタンスである。 【学識経験者】 令和 6 年度の保険料率は令和 4 年度の新型コロナウイルス感染症に関する一人当たり医療費が全国平均と比較して高かったという要因があって保険料率が上がっていた。その影響が少なくなり令和 7 年度の保険料率が下がるのはとても良いことであり、9.94%で異論はない。 なお、中長期的に平均保険料率を 10%に維持するためには、準備金の積上げをおろそかにできないと考える。 【事業主代表】 令和 7 年度の料率は 9.94%で良いと考える。

新型コロナウイルス感染症にかかる医療費の減少により料率が引き下げとなったのであれば、全国的に福井支部と同様に保険料率が引き下げとなったのか。

また、インセンティブ制度の評価項目である特定保健指導対象者の減少率について、減少率の算出について教えてほしい。

【事務局】

福井支部は、令和 5 年度の新型コロナウイルス感染症にかかる一人当たり給付費の減少幅が全国平均より大きかったため令和 7 年度の料率が引き下げとなったが、減少幅が小さい支部は他の料率算定の影響もあり料率引き上げとなった支部もある。

また、特定保健指導対象者の減少率は「特定保健指導の対象となった方がどれだけ減ったか」であり、健診結果が改善するケースや医療機関に受診し服薬中になるケースで対象者が減る仕組みになっている。なお、対象者の減少率を上げるためには特定保健指導の質の向上や中断率の減少に取り組む必要がある。

【事業主代表】

インセンティブを得るには順位を 10 ほど上げないといけない。特定健診の実施率等は好調な結果だけに令和 7 年度が減算対象とならないのは残念だ。今後もインセンティブ制度の指標を強く意識して取り組んでいてもらいたいと感じる。

【被保険者代表】

今回示された保険料率で異論はない。

（２） 令和 7 年度福井支部事業計画・保険者機能強化予算（案） について

事務局より資料に沿って説明

【被保険者代表】

資格確認書が必要な社員がいる場合、どのような手続きを取ればよいか。また、資格確認書の 5 年の有効期限経過後の取り扱いは決定しているのか。

【事務局】

今年の 9 月以降に健康保険証がマイナンバーカードと連携していない方について協会けんぽにおいて対象者を抽出し、資格確認書を事業主宛てに発送する予定である。有効期限経過後の措置については未定である。

【学識経験者】

健診の受診率が低調な小規模事業所に対し、様々なアプローチを予定されているようなので、その層が上がれば全体の底上げに繋がると思う。

健診受診率が低い嶺南地域の受診率向上にかかる取り組みや健診機関への協力要請については引き続きお願いしたい。

【事務局】

小規模事業所へのアプローチは新たな取り組みなので、結果は後日報告したい。
嶺南地域の健診機関を増やす取り組みや、検診車増便の取り組みについては引き続き注力する。

【事業主代表】

事業所のスタンスとしては無資格受診を減らすためにもマイナ保険証を活用しようという理解でよろしいか。

また、広報に関し、若年層を中心にショート動画が流行しているので、協会けんぽでも取り入れてはどうか。

【事務局】

マイナ保険証の周知はその対応でお願いしたい。
また、ショート動画による広報についても視野にいたい。

【被保険者代表】

ジェネリック医薬品について、原則ジェネリック医薬品を使用することとし、先発品にする場合は自己負担となる取り扱いはできないのか。また、ジェネリック医薬品の供給不足問題は解決したのか。

【事務局】

ジェネリック医薬品を原則使用させる取り組みは難しい。生活保護者では、原則ジェネリック医薬品が処方されるように生活保護法が改正されている。

なお、令和 6 年 10 月より選定療養という制度が始まっており、先発品を利用した場合に一部差額を負担する仕組みがあるため全国的にジェネリック医薬品の使用割合は上がっている。

また、供給不足の問題はもう 2 年以上は続く見込みと専門家からうかがっている。

【学識経験者】

未治療者への受診勧奨は、健診受診後何ヶ月後に実施しているか。

【事務局】

協会本部による一次勧奨は健診受診後 6 ヶ月後くらいで、その後 1 ヶ月半程度経過後、支部による二次勧奨を行っている。健診機関にも健診当日や健診結果送付時に医師または看護師から受診勧奨していただくよう協力依頼をおこなっている。

【学識経験者（議長）】

コラボヘルスに関し、今年度、産業保健総合支援センターと協定締結予定なのは良い取り組みと感じた。

また、令和 7 年度実施予定の健康保険委員向けセミナーの内容を教えてください。

【事務局】

具体的な健康保険委員向けセミナーの内容は未定であるが、例えば「歯と健康のセミナー」など、

あまり浸透していない何らかの講習会とあわせての実施を検討している。

【学識経験者（議長）】

協会けんぽの健康増進に繋がる取り組みの結果が数年後に数字で出てくると、より取り組みの説得力が出てくると思うので、長期的な視点で計画を考えていただきたい。

以上

特記事項

- ・新聞社 2 社が傍聴
- ・次回評議会は令和 7 年 7 月を予定